

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）**

都市計画京都ファッション産業団地地区計画を次のように決定する。

名 称		京都ファッション産業団地地区計画
位 置		京都市伏見区竹田踞川町，同区竹田藁屋町，同区中島北ノ口町，同区中島堀端町の各一部
面 積		約 10.5ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は，名神高速道路や国道1号などの近くに位置し，土地区画整理事業により基盤整備がなされ，流通・業務機能等の立地の便に恵まれた地区で，近年，流通・業務系を中心とした土地利用が図られつつある。 このような地区において，建築物に関する規制・誘導を通じ，合理的かつ健全な土地利用と環境整備を図ることにより，京都南部地域の幹線道路沿道における新市街地形成のモデルとして，良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
	土地利用の方針	1 流通・業務地区として，情報機能，流通機能，商業・業務機能，文化機能等を中心とした土地利用を図り，南部地域の幹線道路沿道にふさわしい都市機能の創出を図る。 2 敷地の細分化を防止し，合理的かつ健全な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	—————
	建築物の整備方針	1 本地区の土地利用にふさわしくない建築物の用途の混在を防止し，良好な商業・業務環境の形成を図る。 2 空地の確保や緑化の推進などにより，良好な市街地環境と市街地景観の形成を図る。

地 区 整 備 計 画	地区 の 区分	地区の名称	A 地 区	B 地 区	C 地 区
		地区の面積	約 6. 5 h a	約 1. 5 h a	約 2. 5 h a
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 2 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 3 個室付浴場業に係る公衆浴場			
	建築物の建築面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	1 0 分 の 6			
	建築物の敷地面積 の 最 低 限 度	1, 0 0 0 m ²	7 5 0 m ²	4 0 0 m ²	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこ れに代わる柱の面から 道路境界線又は隣地境 界線までの距離は 2 m 以上とする。	建築物の外壁又はこれに代る柱の面から道路 境界線までの距離は 2 m 以上とする。		
		1 水路に面する敷地については、水路と敷地の境界線を道路境界線と みなして壁面の位置の制限を適用する。 2 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が 1 のも の及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面 の位置の制限にかかわらず建築すること ができる。			
		かき又はさくの 構 造 の 制 限	道路に面する部分及び隣接敷地との間に設けるかき又はさくの構造は 、次の各号の一に掲げるもので、高さは 1. 8 m 以下でなければならない。 ただし、門及び危険物を取り扱う施設で関係法令によりへいの構造 が規定されているものについては、この限りではない。 1 生垣 2 高さ 6 0 c m 以下のレンガ積み又は石積み等の上に植栽を施したも の 3 柵と植栽を組合わせたもの		
	備 考				

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

